

唐津市監査委員告示第8号

財政援助団体等における監査の結果に関する報告について

地方自治法第199条第7項の規定により実施した財政援助団体等における監査の結果について、同条第9項の規定により別紙のとおり公表する。

平成28年12月7日

唐津市監査委員 岡 本 秀 樹

唐津市監査委員 進 藤 健 介

監査の結果に関する報告について

地方自治法第 199 条第 7 項の規定により監査を実施したので、同条第 9 項の規定によりその結果に関する報告を提出する。

1 監査を行った財政援助団体等の名称

公益財団法人唐津市文化事業団

2 財政援助団体等の内容及び監査方法について

当事業団は、唐津市から運営費等の補助を受ける財政援助団体で、かつ、公の施設の指定管理者である。

そのため、財政援助団体及び公の施設の管理に係る出納その他の事務が適正に行われているかを主眼として監査を実施し、また、事務監査については抽出した諸帳簿等関係書類を検査するとともに、関係職員から状況の説明を受けた。

3 団体の概要

(1) 主たる事務所の所在地 唐津市西城内 6 番 33 号

(2) 設立年月日 平成 2 年 11 月 3 日

(3) 基本財産 32,344,680 円

(4) 設立の目的（定款記載の原文のまま）

この法人は、悠久の歴史の中で育まれた唐津市の歴史的文化の継承及び振興並びに市民の芸術文化活動の振興に資する事業を行い、もって創造性に満ち、豊かで潤いのある地域の文化づくりに寄与することを目的とする。

(5) 事業内容

ア 芸術文化の創造、振興及びそのための施設の運営に関する事業

イ 唐津に残る歴史的文化の継承及び振興に関する事業

ウ その他この法人の目的を達成するために必要な事業

(6) 役員及び職員数（平成 28 年 8 月 1 日現在）

役員 14 名、職員 43 名（嘱託職員等を含む。）

(7) 指定管理の受託施設

唐津市民会館、唐津市古代の森会館、唐津市末盧館、唐津市西ノ門館、唐津市埋門ノ館、唐津城、唐津市相知交流文化センター、唐津市旧高取邸

4 唐津市との関係

唐津市は、前項記載の基本財産のうち 30,000,000 円を出捐し、事業団に対し運営費等の補助金の交付及び公の施設の指定管理委託を行っている。

平成 27 年度においては、運営費及び自主文化事業に対する補助金 16,531,212 円を交付するとともに、唐津市民会館をはじめとする合計 8 施設の指定管理を委託し、その委託料は総額で 237,727,000 円となっている。したがって、同事業団における平成 27 年度決算額総額 306,683,568 円に対する本市からの財政支出額は 254,258,212 円となり、決算額に対する公金支出額の占める割合は 82.91%となっている。

5 監査の対象期間及び実施日

(1) 対象期間 平成 26・27 年度

(2) 実施日 平成 28 年 8 月 3 日

6 監査の結果

監査の結果、次のとおり注意又は改善を要する事項等が見受けられた。

(1) 会議室扉修繕業務等の見積期間について

建設工事と判断される古代の森会館 2 階小会議室出入口扉修繕業務、唐津城中段揚水ポンプ修理業務等の見積依頼書が、通知日の当日又は翌日を見積書提出期限として通知されていた。

建設業法第 20 条第 3 項、同法施行令第 6 条第 1 項によると、随意契約及び

入札により契約を行う場合、建設工事の注文者は、建設業者が当該建設工事の見積をするために一定の期間を設けなければならない、その場合の見積期間は、予定価格が 500 万円未満の建設工事については 1 日以上と定められている。これは、通知日から入札日までの間には、少なくとも 1 日は見積期間を設けなければならない（唐津市建設工事等競争入札実施要綱においても、第 4 条で、見積期間は入札通知日及び入札日を除くものとされている。）ということであり、したがって上述の修繕工事等の見積書の提出においても、入札の場合と同様に、通知日の当日や翌日を見積書提出期限として指定するのは不適當である。

建設業法等の趣旨に沿った適切な事務処理をされたい。

(2) 契約事務について

平成 27 年度の旧高取邸草刈、除草及び伐採業務において、請負者への決定通知書の通知日は平成 27 年 5 月 16 日となっているが、請負者からの請書の提出日は同年 5 月 15 日となっていた。

請書の提出は、決定通知日以降でなければならない。

また、旧高取邸雨戸等修繕業務においては、請書によると履行期間は平成 28 年 1 月 20 日から同年 2 月 29 日までとなっているが、請書における契約日は履行期間の開始日より後の平成 28 年 1 月 22 日となっていた。

契約締結日が契約期間の開始日に間に合わなかった場合に契約期間の開始日に遡及して効力を発生させることはあり得るが、そうすると、契約期間の開始日から契約締結日までの間は発注元と発注先との間の口約束での契約に基づき契約内容が履行されることになる。後日紛争が生じた場合の強力な証拠がなく、また、契約内容が確定せず、相手方に義務を履行するよう強制もできず、お互いが非常に不安定な状況に置かれることになるので、通常、このようなことが生じないように、契約書（請書）は契約（履行）期間の開始日までに締結しておく必要があるとされている。旧高取邸自動火災報知設備改修工事の請書についても同様の指摘である。

適切な事務処理をされたい。

(3) お礼品の勘定科目について

末盧館における博物館事業において、資料及び駐車場借用者へのお礼として松露饅頭を贈られているが、その費用の勘定科目は消耗品費で支出されていた。

通常、消耗品は文房具やコピー用紙など1年以内で消耗する品物等を指すものであり、この場合、謝礼の品であるので消耗品費で支出するのは不適當である。支出の内容にあった勘定科目にて支出されたい。

(4) 福利厚生費の支出について

職員がインフルエンザの予防接種を受けた場合における補助金（一人当たり1,000円）及び事業所検診に係る費用が支払手数料から支出されていた。

このような予防接種費用又は従業員を対象とする事業所検診の費用を事業者が一部負担し個人に補助するような場合は、原則としてその職員に対する給与の一部とみなされ所得税の課税対象となるが、予防接種が業務上必須であり、また、全職員を対象に希望者全員の費用を負担するような場合は、その費用は福利厚生費（法定外福利費）として損金算入が可能となる（所得税法基本通達36-29）とされている。

したがって、これらの費用について、支払手数料からの支出は明らかに誤りであると言えるので、給与の一部とするか、あるいは法定外福利費が適當か検証し、適切な支出をされたい。

※参考 所得税法基本通達 36-29

使用者が役員若しくは使用人に対し自己の営む事業に属する用役を無償若しくは通常に対価の額に満たない対価で提供し、又は役員若しくは使用人の福利厚生のための施設の運営費等を負担することにより、当該用役の提供を受け又は当該施設を利用した役員又は使用人が受ける経済的利益については、当該経済的利益の額が著しく多額であると認められる場合又は役員だけを対象として供与される場合を除き、課税しなくて差し支えない。

(5) 旅費について

旅費の支給事務に関しては、唐津市文化事業団職員の給与等に関する規程第11条第2項により、職員が業務の為に出張したときは、唐津市職員等の旅費支給条例及び唐津市職員等の旅費支給規則の規定を準用すると規定されていることから本市と同様に取り扱うこととなっているが、全国城郭管理者協議会研修会参加の旅費 63,820 円の精算事務において、宿泊料 8,500 円の領収書は添付されているものの、航空賃 45,800 円の領収書が徴されていなかった。

本市が庁内に通知した「出張に伴う旅費の取り扱いについて（平成 24 年 3 月 29 日唐総職号外）」では、平成 24 年 4 月 1 日以降は航空賃、宿泊料及びパック旅行による出張については領収書添付による実費精算とすることとなっており、同通知は本市担当課から事業団へ写しが送達されていることから、関係規程、通知等に基づき適正に処理されたい。